

企業認知度向上支援補助金 Q&A

- Q1 市内で事業を行っており、法人の本社は市外にあるが対象となるか。**
市内で事業を行っている事業所があれば対象となります。
- Q2 市内に事業所があり法人の本社は市外の場合において、事業所の代表者が申請する場合、委任状は必要か。**
本社の代表者が申請する場合を除き、委任状の提出が必要です。
- Q3 対象は中小企業法人のみか。**
中小企業法人だけではなく、大企業法人とされる法人でも活用いただけます。
- Q4 工場を保有していないので、企業 PR 動画制作補助だけでも活用できるのか。**
対象要件を満たしていれば、企業 PR 動画制作のみ、もしくは工場受入体制の整備補助のみでも活用いただけます。ただし、補助対象経費が 20 万円を超えない場合は補助対象外となります。
- Q5 工場見学受入体制の整備補助と企業 PR 動画の制作補助は併用できるのか。**
併用可能です。
- Q6 併用する際、それぞれ対象経費が 20 万円を超えなければならないのか。**
合算の結果 20 万円を超え、対象要件を満たしている場合、補助対象となります。
- Q7 工場見学を受け入れる際にタブレットを使用して案内等を行うことを検討しているが、タブレットについても対象となるか。**
汎用性の高い電子機器等は、対象外となります。
- Q8 企業 PR 動画は、どんな内容でも対象となるのか。**
求職者や学生等へ自社の魅力を発信する内容であり、展示会や企業説明会などで活用する目的の内容であれば補助対象となります。ただし、主に消費者等の購買意欲を促進する内容（商品 P R のみを目的としたもの）など、展示会や企業説明会で活用する目的ではないと判断されるものは対象となりません。
- Q9 交付申請前に発注した設備は対象となるか。**
対象となりません。
交付決定前の着手は対象外のため、契約・発注は交付決定後に行う必要があります。
- Q10 いつまでに申請、事業の完了をすればよいのか。**
事業着手前の令和 8 年 12 月 28 日(月)までに申請をいただき、令和 9 年 1 月 29 日(金)までに導入設備の発注、納入、検収、支払等の全ての手続を完了してください。